

日本労働年鑑 第58集 1988年版
The Labour Year Book of Japan 1988

第五部 労働・社会政策

II 賃金政策

1 八七年度の地域別最低賃金の改定

引き上げ率目安二・二%を答申

五月一五日、労働大臣は、中央最低賃金審議会にたいして、「地域別最低賃金額改定の目安について」諮問した。地域別最低賃金は、おおよそ第11図にあるような手順を経て決定される。中央最低賃金審議会におけるこの「目安」の策定は、その後、地方最低賃金審議会の答申を経て決定される地域別最低賃金額引き上げの基準的意味をもっている。

中央最低賃金審議会は、諮問を受け審議を開始した。労働者側委員は全ランク一律に四・〇%の引き上げを求め、使用者側委員は基本的に据え置くべきとする見解を示した。三回にわたる小委員会が開かれ、公益委員と労使各委員との個別会議が各数回にわたって開催されたが、一定の歩み寄りは見られたものの意見の一致をみるにはいたらなかった。結局、引き上げ率を二・二%とする「目安に関する公益委員見解」が示された。

七月二七日、同審議会は、この公益委員見解を地方最低賃金審議会に提示することを内容として、全会一致で労働大臣に答申した。答申の内容は、次のとおりである。

【中央最低賃金審議会答申】

〈昭和六二年度地域別最低賃金額改定の目安について〉

昭和六二年五月一五日に諮問のあった昭和六二年度地域別最低賃金額改定について、下記のとおり答申する。

記

一、昭和六二年地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

二、地方最低賃金審議会における審議の円滑な運営に資するため、別紙の上記目安に関する公益委員見解を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

(別紙) 昭和六二年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

一、昭和六二年度地域別最低賃金額改定の引き上げ額の目安は、第一表に掲げる金額とする。

この場合において、第一表のランクは、昭和六一年度地域別最低賃金の日額が第二表に掲げる金額のうち最も近い金額に対応するランクを基準とする。

二、最低賃金額の表示単位及び賃金の大部分が時間によって定められている者について適用する時間額の算定方式については従来どおりとする。

第1表		第2表	
ランク	金額	ランク	金額
" A	日額 83円	A	3,773円
" B	" 81円	B	3,665円
" C	" 77円	C	3,493円
" D	" 72円	D	3,292円

(出典) 労働省賃金福祉部賃金課「昭和六二年度地域別最低賃金額改定の目安について」(労働省労働基準局編『労働基準』一九八七年一〇月)

地域別最低賃金額改定の目安は、中央最低賃金審議会の答申(七七年一二月「今後の最低賃金制のあり方について」)にもとづいて、七八年度からもうけられた。しかし、八一年以降、目安額についての労使の合意が成立せず、七年連続で公益委員見解の提示という形をとることになった。また、八七年度の目安は、八六年にひきつづき引き上げ率で目安制度開始の七八年以来最低であり、さらに引き上げ額においても最も低いものとなった。

労働省が、この答申に示された見解を各都道府県労働基準局長を通じて各地方最低賃金審議会に提示したのを受けて、各地での審議が開始された。ほとんどの道府県が八月中に、最も遅れた奈良県でも九月一日に審議を終了し、九月三〇日から十一月四日にかけて発効となった。

改定された地域別最低賃金(日額)の全国加重平均は三六六一円で、前年比二・一八%の増額である。これは、目安と同様、七八年以来最低の引き上げ率となっている。最高額は、東京・大阪の三八八四円(月額二五日換算九万七一〇〇円)、最低額は、青森・秋田・長崎・宮崎・鹿児島の一三三三円(同八万三〇七五円)である。最高額を一〇〇とした場合の最低額の比率は八五・五六となり、その格差はわずかながらもひきつづき縮小した(七八年度八四・四五、八三年度八五・三四、八六年度八五・五三)。

各都道府県の改定状況は、第94表のとおりである。中央最低賃金審議会答申の目安(公益委員見解)と同額であったのは四五都道府県で、前年度の四〇より増加した。目安を上回ったのは二府県(京都北、奈良)で、前年度より五県減少し、目安を下回ったのは前年同様京都南のみであった。

日本労働年鑑 第58集 1988年版

発行 1988年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1988年版(第58集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
